

意見書案第 26 号

原子力発電所の警備等に関する意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

平成 23 年 12 月 12 日

川崎市議会議長 大島 明 様

提出者 川崎市議会議員 浅野 文直

〃 東 正 則

〃 松 川 正二郎

原子力発電所の警備等に関する意見書

今般の福島第一原子力発電所の事故は、国際社会にも大きな衝撃を与えたが、原子力発電所の安全対策は、自然災害のみならず、テロリズムへの対策も重要であることは言うまでもない。

特に、現在、収束に向けた努力が続けられている福島第一原子力発電所がテロリストの攻撃を受けると、不安定な状態となっている原子炉から大量の放射性物質が放出される可能性もあり、厳重な警備態勢が必要とされている。

しかしながら、我が国の法体系と警備体制は十分とは言えず、原子力発電所を含めた重要施設の警備についても、国家として確固たる意志を示さなければ、テロリストの標的となり、国民の生命と財産を危機にさらす可能性が高まることが懸念される。

よって、国におかれては、次の事項について早急に検討し、実現されるよう強く要望するものである。

- 1 成田国際空港警備隊を参考に、警察に専従の「原発等警備隊（仮称）」を新たに創設するなど、警備体制の充実を図ること。
- 2 自衛隊の任務に原子力発電所等の警護を加える自衛隊法の改正を行うこと。
- 3 海上からの攻撃に対処するため、海上保安庁と海上自衛隊の連携を強化すること。
- 4 原子力発電所等の周辺の地方自治体に警察及び自衛隊並びにその他の関係機関が加わった防災訓練の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

経済産業大臣

宛て

国土交通大臣

防衛大臣

国家公安委員会委員長

原発事故の収束及び再発防止担当大臣